

## 平成24年度 松戸市病院事業会計補正予算 (第4回)

### (総 則)

第1条 平成24年度病院事業会計の補正予算(第4回)は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 平成24年度病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1項第2号年間延患者数、第3号1日平均患者数、第4号主要な建設改良事業、第2項第2号年間延患者数、第3号1日平均患者数、第4号主要な建設改良事業、第3項第4号主要な建設改良事業を次のとおり改める。

#### 1. 市立病院事業

		(補正前)	(補正後)
(2) 年間延患者数	入院患者数	183,230 人	166,440 人
	外来患者数	230,055 人	249,165 人
	計	413,285 人	415,605 人
(3) 1日平均患者数	入院患者数	502 人	456 人
	外来患者数	939 人	1,017 人
(4) 主要な建設改良事業	○1号館補強事業	100,000 千円	98,868 千円

#### 2. 市立東松戸病院事業

		(補正前)	(補正後)
(2) 年間延患者数	入院患者数	60,590 人	58,035 人
	外来患者数	53,165 人	41,160 人
	計	113,755 人	99,195 人
(3) 1日平均患者数	入院患者数	166 人	159 人
	外来患者数	217 人	168 人
(4) 主要な建設改良事業	○医療器械整備	136,500 千円	137,000 千円
	○6号館補強事業	52,000 千円	50,974 千円

3. 市立介護老人保健施設梨香苑事業

(4) 主要な建設改良事業	○6号館補強事業	(補正前) 18,000 千円	(補正後) 16,992 千円
---------------	----------	--------------------	--------------------

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款	市立病院事業収益	14,800,000 千円	△ 64,844 千円	14,735,156 千円
第1項	医業収益	13,349,669 千円	△ 62,232 千円	13,287,437 千円
第2項	医業外収益	1,180,303 千円	1,211 千円	1,181,514 千円
第3項	看護学校収益	143,567 千円	△ 4,181 千円	139,386 千円
第5項	特別利益	1 千円	358 千円	359 千円

第2款 市立東松戸病院事業収益

		2,421,192 千円	△ 32,000 千円	2,389,192 千円
第1項	医業収益	2,055,382 千円	△ 233,000 千円	1,822,382 千円
第2項	医業外収益	365,809 千円	201,000 千円	566,809 千円

支出	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款	市立病院事業費用	15,028,284 千円	△ 64,844 千円	14,963,440 千円
第1項	医業費用	14,276,933 千円	△ 69,713 千円	14,207,220 千円
第3項	看護学校費用	143,567 千円	4,511 千円	148,078 千円
第5項	特別損失	239,821 千円	358 千円	240,179 千円

第2款 市立東松戸病院事業費用

		2,421,192 千円	△ 32,000 千円	2,389,192 千円
第1項	医業費用	2,303,599 千円	△ 32,000 千円	2,271,599 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額「574,936千円」を「636,425千円」に、過年度分損益勘定留保資金「574,936千円」を「635,377千円」に改め、「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,048千円」を加え資本的收入及び支出の額を次のとおり補正する。

収入	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	市立病院資本的收入	975,536千円	△ 79,437千円	896,099千円
第1項	企業債	461,800千円	△ 78,000千円	383,800千円
第3項	出資金	408,712千円	△ 566千円	408,146千円
第4項	負担金	25,020千円	△ 1,920千円	23,100千円
第7項	寄附金	1千円	1,049千円	1,050千円
第2款	市立東松戸病院資本的收入	397,170千円	△ 114千円	397,056千円
第1項	企業債	136,500千円	△ 100千円	136,400千円
第2項	出資金	260,668千円	△ 513千円	260,155千円
第4項	寄附金	1千円	499千円	500千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑資本的收入	12,846千円	△ 504千円	12,342千円
第1項	出資金	12,844千円	△ 504千円	12,340千円
支出	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	市立病院資本的支出	1,380,740千円	△ 17,032千円	1,363,708千円
第1項	建設改良費	888,313千円	△ 1,132千円	887,181千円
第2項	投資	84,960千円	△ 15,900千円	69,060千円

支 出	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第2款	市立東松戸病院資本的支出	554,856 千円	△ 526 千円	554,330 千円
第1項	建設改良費	211,000 千円	△ 526 千円	210,474 千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑資本的支出	24,892 千円	△ 1,008 千円	23,884 千円
第1項	建設改良費	20,500 千円	△ 1,008 千円	19,492 千円

(債務負担行為)

第5条 予算第6条中、債務負担行為をすることができる限度額を次のとおり改める。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
千駄堀地区新病院 建設用地確保事業	平成24年度から 平成26年度まで	38,189 千円	補正前 に同じ	271,417 千円

(企業債)

第6条 予算第7条中、起債の限度額を次のとおり改める。

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
市立病院 医療器械 整備事業	千円 300,000	証券借入 又は 証券発行	6.5% 以内	この資金は借入 先の融通条件に より償還する。 ただし、企業 財政の都合によ り据置期間及び 償還期限を短縮 し、若しくは繰 上償還又は低利 債に借換えする ことができる。	千円 270,000	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
市立病院 小児集中室 整備事業	千円 83,000				千円 48,900			

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の 方法
市立病院一 エタ事	千円 48,200	証書借入 又は 証券発行	6.5% 以内	この資金は借入 先の融通条件に より償還する。 ただし、企業 財政の都合によ り据置期間及び 償還期限を短縮 し、若しくは繰 上償還又は低利 債に借換えする ことができる。	千円 37,300	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
市立病院一 救セ医療整	千円 30,600				千円 27,600			
市立東松 戸病器院 医療事械 備事業	千円 136,500				千円 136,400			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第10条第1項第1号の職員給与費の額「8,538,392千円」を「8,322,001千円」  
に、第2項第1号の職員給与費の額「1,549,210千円」を「1,515,210千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 予算第11条第1項に定めた、たな卸資産の購入限度額を次のとおり改める。

	(補正前)	(補正後)
1. 市立病院事業	2,088,512千円	2,204,012千円

平成25年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健次